(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字入山辺字山添六三五のロ、六四二のロ、六四二のハ、六四三のロの一、六四三のロの二、六五七のロの一、六五七の二、六五八のロ、八九三のロ、八九七のロ、八九七のハ、八九八のロ、八九八のハ、字沢口六五九のハ、字花見田九六九のロ、北佐久郡軽井沢町大字茂沢字赤名木四五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに松本市役所及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市真田町傍陽字峯山五四八一・五四九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五四九九、五五〇二（次の図に示す部分に限る。）、五五〇三、五五〇四の二、五八二三から五八二六まで、五八三六、五八三七、五八三八のイ、五八三八のロ、五八三九から五八四四まで、字中島六九一〇、六九二一、六九二二の一、六九二二の二、六九二三、六九六四のイ、字年中六九七三から六九七六まで、六九七七の一、六九七八、七〇二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県千曲市大字森字沢山二八四五の一・上伊那郡宮田村四七五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七五〇の五、四七五〇の七・四七五〇の九・四七五〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山二八四五の一・宮田村四七五〇の二・四七五〇の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに千曲市役所及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字平出一二五の二、一二五の四、一二八の一、一三一、一九八、一九九、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三のロ、二〇三のハ、二〇三のロ、二〇三のニ、二〇四のイ、二〇五から二〇九まで、二一〇の一、二一〇のロ、二一一、二一二の一、二一三、二一四、二一五の一（次の図に示す部分に限る。）、二一七の二、二一七の三（次の図に示す部分に限る。）、二四一、三八八の一五、三八八の一八から三八八の二〇まで、三八八の三七、三八八の三九、三八八のイの二七、三八八のイの二八、三八八のイの三〇から三八八のイの三二まで、三八八のイの三七、三八八のイの三九、三八八のイの四一から三八八のイの四三まで、三八八のイの四四（次の図に示す部分に限る。）、三八八のイの四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字平出一二八の一、一三一、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇五、二〇九、二一〇の一、二一〇の二・二一〇のロ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二の一、二一三・二一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一五の一、三八八のイの二八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町円明寺字向原三一四の一、五三六の一、五四〇の一、五四〇の三、五四一、五四一の一、日高郡日高川町大字平川字彦大一一〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向原三一四の一・五三六の一・五四〇の一・五四〇の三・五四一・五四一の一・字彦大一一〇二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦